

フィールド2 環境調和

環境調和

フィールド2：環境調和 ～地域にやさしい、地球にやさしい暮らしの実現～

施策

基本計画

2-1. 地球環境の保 全

地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

1. 地球温暖化防止対策の推進
2. 地球環境問題の意識啓発の充実
3. 環境学習・環境教育の推進

2-2. 生活環境の保 全

自然を大切にし、共に暮らします

1. 環境監視と連絡体制の充実
2. 環境保全の推進と意識啓発の充実
3. 公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進
4. 葬祭施設等の適正な管理の推進

2-3. ごみ減量の推 進

限りある資源を循環させます

1. ごみの減量と3Rの推進
2. 地域環境美化活動の推進
3. 廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進

2-4. 下水道施設の 整備

快適で安全な生活環境を整備します

1. 下水道普及率の向上
2. 下水道施設の維持管理・改築更新
3. 防災の充実
4. 潤いのある水辺空間の創出

2-5. 安心して安全な 水道事業の推 進

安心して安全な水を安定供給します

1. 安心して安全な給水の確保
2. 上水道の安定供給
3. 水道事業の経営基盤の強化
4. 工業用水道の安定供給
5. 工業用水道事業の経営基盤の強化

望ましい姿 地球環境に配慮したライフスタイルをつくります

● 後期取組方針

①日常生活や事業活動が原因となる地球温暖化などの影響を認識し、地域でできる地球環境問題への積極的な取組のため、「新居浜市地球高温暖化対策地域協議会」を中心に、より多くの市民が参加しやすい環境活動を展開します。

また、省エネルギー対策のほか、太陽エネルギーや新たなエネルギー利用の推進を図ることで、環境負荷が少なく、持続可能なエネルギー利用への転換を進めるとともに、二酸化炭素の抑制や防災面などにおいて効果のある農地の保全等にも努めます。

②次の世代を担う子どもたちへ、かけがえのない地球環境を引き継ぐために、様々な情報ネットワークをいかして、必要な情報を提供することにより意識啓発を図るとともに、多様な環境政策の推進と実践に取り組みます。

③多くの市民が様々な環境活動に参加することにより、日常生活における環境配慮の意識を醸成する場を提供するため、エコポイント制度等の充実を図るとともに、環境学習、環境教育の推進と活性化に努めます。

● 現況と課題

・地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、市民・事業者・行政が互いに協働して、今できることから取り組まなければならない問題です。国においては、2013 年ベースで 2030 年までに温室効果ガス※を 26%削減することを中期目標に設定しています。

本市では、地球温暖化防止を重点目標に掲げていますが、さらなる排出削減に努めていく必要があります。

・市民の自然への関心が高まるなかで、多様な生物と身近に接することができる場や機会の提供、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進める必要があります。

・様々な環境学習講座の実施により、一人でも多くの人に環境について考えてもらう機会を提供する必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■住宅用省エネ・新エネ設備導入に対する補助戸数（累計）	—	26 戸 （平成 26 年度）	550 戸
■公的施設における太陽光発電施設設置数（累計）	1 基 （平成 21 年度）	30 基 （平成 26 年度）	50 基

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■市域の温室効果ガス排出量	559,000t-CO ₂ （平成 21 年度）	772,000t-CO ₂ （平成 24 年度）	419,000t-CO ₂
■市の事務事業における温室効果ガス排出量現況値、目標値は指定管理施設の排出量を含む	32,775t-CO ₂ （平成 21 年度）	40,557t-CO ₂ （平成 26 年度）	37,870t-CO ₂

温室効果ガス※・・・大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
2-1-1	地球温暖化防止対策の推進	継続 重点	・環境マネジメント※の推進 ・地球温暖化対策地域計画の施策の推進 ・地球高温暖化対策地域協議会活動の推進 ・省エネ・新エネ設備導入に対する支援
2-1-2	地球環境問題の意識啓発の充実	継続	・環境活動に関する市民意識の向上 ・自然との共生事業の推進
2-1-3	環境学習・環境教育の推進	継続	・環境保全に関する学習機会の創出 ・エコポイント制度の推進 ・青少年への環境教育の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	地球温暖化などの環境問題に関して市民へ広報するとともに、環境活動への支援や学習機会の創出を図り、意識啓発に努めます。
市民	多方面における環境活動を行うとともに、様々なアイデアによる情報発信を行い、環境問題に対する意識の向上に努めます。
事業者	専門資格者等による助言や環境活動手法の情報提供などを行います。

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画及び
環境保全行動計画（いはいま環境プラン） 平成 25 年度策定＜平成 30 年度見直し＞
- ・新居浜市地球温暖化対策地域計画 平成 24 年度策定予定
- ・新居浜市地球温暖化対策率先行動計画
（エコアクションプランにいはいま 3） 平成 26 年度策定

環境マネジメント※・・・環境保全に関する目的を組織内において体系化する手法。

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-3 ごみ減量の推進
- 2-4 下水道施設の整備
- 3-1 工業の振興
- 3-5 水産業の振興
- 3-7 運輸交通体系の整備

望ましい姿 自然を大切に、共に暮らします

● 後期取組方針

- ①大気の常時監視と水質の定期調査を継続し、環境の監視と保全に努めます。
- ②悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の現状を把握するとともに、意識啓発に努め、より安全で快適な生活環境の維持に努めます。
- ③水質汚濁防止と生活排水対策に取り組み、水環境の保全に努めます。
- ④安定した火葬を実施するため、既存施設の維持管理を強化するとともに、新火葬施設整備計画の策定についても検討します。また、墓地、墓園の管理において、共葬墓地の返還墓所の再使用許可並びに平尾墓園の管理料の再徴収に向けて取り組みます。

● 現況と課題

・従来の事業活動に伴う、大気汚染、水質汚濁などの産業型公害は、公害防止技術の進歩や関係法令の整備・改正等により、改善されてきましたが、近隣騒音や生活排水などの日常生活に起因する生活型公害の比重が大きくなってきています。

本市においては、大気測定局において大気の常時監視を実施していますが、引き続き、監視体制の充実を図るとともに、光化学スモッグ注意報発令時などにおける連絡体制の強化に努めます。

・悪臭・騒音・振動・野焼き・犬ねこの飼い方等の苦情が寄せられ、現地調査や解決に向けた取組を実施していますが、より安全で快適な生活環境を確保するため、指導・意識啓発を強化していく必要があります。

・市街地の拡大や生活習慣の変化に伴い、農業用水路や側溝への生活雑排水の流入が増加しており、生活排水対策として公共下水道事業の推進と合併処理浄化槽の普及に努めてきましたが、今後においても水洗化の普及啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。

・斎場施設については、高身長に対応できる炉が不足しており、現在の施設の適切な維持管理とともに、大規模改修又は新施設の建設が必要となっています。共葬墓地については、返還された墓所が未利用のままとなっており、再使用許可に向けて取り組む必要があります。平尾墓園については、管理基金の健全運営維持のため、管理料を再徴収する必要があります。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■合併処理浄化槽補助基数（累計）	1,674 基 （平成21年度）	1,943 基 （平成26年度）	2,299 基
■道路交通騒音調査区間数	5 区間 （平成21年度）	5 区間 （平成26年度）	5 区間
■事業場排水調査件数	13 件 （平成21年度）	16 件 （平成26年度）	16 件

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成32年度）
■合併処理浄化槽の設置率（人口普及率）	10.1% （平成21年度）	12.1% （平成26年度）	15.5%
■道路交通騒音要請限度達成率	100% （平成21年度）	100% （平成26年度）	100%
■事業場排水基準達成率	100% （平成21年度）	100% （平成26年度）	100%

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
2-2-1	環境監視と連絡体制の充実	継続	・ 大気監視の充実 ・ 水質監視の充実
2-2-2	環境保全の推進と意識啓発の充実	継続	・ 環境調査の推進 ・ 環境問題に対する指導・意識啓発の強化
2-2-3	公共下水道と合併処理浄化槽による水質改善の推進	継続	・ 浄化槽設置の推進
2-2-4	葬祭施設等の適正な管理の推進	継続 重点	・ 斎場等の適正管理の推進 ・ 墓地、墓園の適正管理の推進

● 協働のまちづくりのための取組

行政	公共下水道認可区域外への合併処理浄化槽設置補助及び消毒薬剤の供与により生活環境を保全し、環境調査の実施や意識啓発の広報に努め、環境に関する苦情や環境問題が発生した際の迅速な対応や連絡体制の充実を図ります。
市民	浄化槽保守点検等の実施及び身近な水路の消毒を行い、近隣への配慮や環境意識の高揚に努め、快適な生活環境づくりをします。
事業者	法の遵守、環境保全協定の履行はもとより、より環境に配慮した事業活動や取組に努めます。

● 個別計画

- ・ 新居浜市環境基本計画及び
環境保全行動計画（にいはま環境プラン） 平成 25 年度策定＜平成 30 年度見直し＞
- ・ 新居浜市地球温暖化対策地域計画 平成 24 年度策定
- ・ 新居浜市地球温暖化対策率先行動計画
（エコアクションプランにいはま3） 平成 26 年度策定
- ・ 新居浜市生活排水処理基本計画 平成 22 年度策定

【関連施策】

- 2-1 地球環境の保全
- 2-2 生活環境の保全
- 5-4 学校教育の充実
- 6-6 地域コミュニティの充実

望ましい姿 限りある資源を循環させます

● 後期取組方針

- ①全市民参加で、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に努めごみの減量を図り、再資源化（リサイクル）を推進するため、資源ごみ集団回収や、分別収集を継続して実施するとともに、市民、事業者による生ごみ、使用済み食用油、衣類等の資源化、レジ袋削減の取組等を支援します。また、家庭ごみの一部有料化について検討します。
- ②啓発活動を展開し、ポイ捨てや不法投棄を防止してごみのないまちづくりを推進するとともに、空き地の適正管理の指導強化、不法投棄監視体制の強化や、施設管理者による管理強化により、安全で快適な生活環境の維持を図ります。
ごみステーションの管理については、市、自治会、利用者がそれぞれの役割を果たし、適正管理とまちの美化を図るとともに、ルール違反のごみ出しに対する指導体制の整備を行います。また、ごみの適正な処理に向けごみの分別について周知に努め、ルールが自然と身に付くよう子ども時代からの教育を行います。
- ③廃棄物処理施設の機能維持と延命化を図るため、長寿命化計画に基づく点検整備や維持管理を行うとともに、ごみ処理施設については、基幹的設備改良工事を実施し、その他の施設については、延命化についても検討します。

● 現況と課題

- ・本市では、安定的なごみ処理体制維持のため、最終処分場や焼却施設などの計画的な整備を行ってきました。平成18年から9種分別収集を実施し、リサイクルの推進を図るとともに、事業ごみの処理手数料の改定、搬入制限を行う等により、ごみ量の削減に取り組んでいます。しかし、ごみ量は平成21年度以降横ばいの状況で、一人一日当たり排出量が全国平均より多く、リサイクル率は全国平均より低い現状です。平成21年10月からは、新しいリサイクル施設の整備や新9種分別収集を開始しましたが、循環型社会※形成実現のため、さらに減量とリサイクルを推進することが必要です。
- ・地域環境の美化については、市民による美化活動や、自治会を中心として多くの人の善意でごみステーションの管理、美化が行われる一方、ルール違反のごみの排出、ポイ捨て、不法投棄が絶えません。さらなる美化意識の向上、分別排出の徹底、ポイ捨て・不法投棄防止の対策が必要です。また、農業従事者の減少、核家族化、高齢化などから空き地の雑草等についての苦情が増加しています。
- ・今後も安定的に適正なごみ処理を行うにあたり、廃棄物処理施設の機能整備及び維持のため、施設の計画的な整備が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■生ごみ処理容器等普及基数	385基 （平成21年度）	1,076基 （平成26年度）	800基
■レジ袋削減キャンペーン数	20回 （平成21年度）	33回 （平成26年度）	37回
■資源ごみ集団回収登録団体数	192団体 （平成21年度）	195団体 （平成26年度）	300団体

循環型社会※・・・資源の採取、生産、流通、消費、廃棄のすべての段階で、廃棄物の発生抑制や循環資源の利用等により新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■ごみ排出量（一人一日当たり）	1,049 g （平成 21 年度）	1,051 g （平成 26 年度）	844 g
■リサイクル率	18.2 % （平成 21 年度）	17.3 % （平成 26 年度）	30.0 %
■一斉清掃参加者数	16,000 人 （平成 21 年度）	14,800 人 （平成 26 年度）	20,000 人

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
2-3-1	ごみの減量と3Rの推進	継続 重点	・分別収集によるごみの適正処理の推進 ・資源ごみ集団回収等によるリサイクルの推進 ・生ごみ処理容器設置補助等によるごみ減量施策の推進 ・家庭ごみ一部有料化の検討 ・生ごみ等のバイオマス利活用の検討
2-3-2	地域環境美化活動の推進	継続	・環境美化活動及び啓発の推進 ・不法投棄防止活動の推進 ・ごみステーションの適正管理の推進
2-3-3	廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進	継続 重点	・廃棄物処理施設の適正な維持管理の推進 ・長寿命化計画に基づく整備の推進 ・し尿及び浄化槽汚泥の下水処理場での共同処理の検討

● 協働のまちづくりのための取組

行政	適正なごみ処理体制を整備するとともに、ごみの発生抑制や減量に関して、市民・事業者の取組を支援し、また啓発や情報提供、環境教育を行います。
市民	自らがごみの排出者であることを認識するとともに、排出者としての責任を自覚し、循環型社会の構築に向け、3Rに積極的に取り組むとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任を踏まえて、自ら排出するごみの発生を抑制するとともに、ごみ等の適正処理および資源としての循環的利用など、環境に配慮した事業活動を行うとともに、市の施策に積極的に参画、協力します。

● 個別計画

- ・新居浜市環境基本計画及び
環境保全行動計画（いいはま環境プラン）.....平成 25 年度策定＜平成 30 年度見直し＞
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画.....平成 23 年度策定
- ・一般廃棄物処理実施計画.....毎年度策定
- ・第六期新居浜市分別収集計画.....平成 22 年度策定
- ・清掃センター精密機能検査・長寿命化計画.....平成 22 年度策定

下水道施設の整備

【関連施策】

- 2-2 生活環境の保全
- 6-1 安心安全な生活空間の形成

望ましい姿 快適で安全な生活環境を整備します

● 後期取組方針

- ① 公共下水道の整備については、合併処理浄化槽等による整備を含めた全体計画の見直しを見据えたうえで、人口集中地区等は事業計画区域を拡大し効果効率的な整備をすすめる、普及率の向上を図ります。併せて、公共下水道の整備進捗による汚水流入量の増加にあわせた下水処理場の水処理能力の増強を図ります。また、整備後の区域については、融資斡旋制度等の接続工事に関する情報を周知し、水洗化率の向上を図ります。
- ② 施設の効率的な運用や延命化を図るため、下水処理場及び雨水ポンプ場についてはアセットマネジメント※に基づく長寿命化計画の策定を行い、老朽施設の改築・更新の平準化を図ります。また、流入水質及び放流水質が基準値内であることを監視し、流入水質改善のため除害施設の設置について指導・監督に努め、今後の放流水質基準の見直しに対応した高度処理法による水処理施設の整備を進めます。また、地方公営企業法を適用し、下水道事業の更なる財政基盤の強化や財政マネジメントの向上等に取り組みます。
- ③ 雨水整備工事については長期にわたり多額の費用を要することから、新技術の採用などによる効果的、効率的な整備に努め、浸水対策を進めます。併せて、砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設の整備を促進し、土砂災害の防止に努めます。
- ④ 潤いのある水辺空間の創出を図るため、河川周辺の除草や浚渫※を行い、環境整備・保全に努めます。また県管理河川においては、排水能力の確保を図るため、堆積土砂の撤去について働きかけます。

● 現況と課題

- ・ 公共水域の保全、また都市環境の向上のため、公共下水道の整備が求められています。また本市の普及率は全国平均より低い状況であることから、効率的に整備を進める必要があります。
- ・ 昭和 55 年 3 月の下水処理場供用開始以降、公共下水道施設の老朽化が進んでおり、安定した水処理を行うためにも、適正な維持管理や老朽施設の改築更新が必要です。
- ・ 下水道事業については、平成 32 年度までに総務省から地方公営企業法の適用が要請されていること、また、ストック情報や損益情報の的確な把握ができることから、地方公営企業法の適用が必要です。
- ・ 平成 16 年度災害以降、浸水対策としての雨水施設や、土石流対策としての砂防施設のより一層の整備が求められており、早急な整備が必要です。
- ・ 市管理河川は 18 水系 130 箇所ありますが、排水能力の確保や環境保全の観点から、適切な管理が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成 32 年度）
■ 汚水管整備延長（累計）	384km （平成 21 年度）	415km （平成 26 年度）	492 km
■ 雨水管整備延長（累計）	85km （平成 21 年度）	96km （平成 26 年度）	110km
■ 下水処理場処理能力	52,165 m ³ /日 （平成 21 年度）	51,400 m ³ /日 （平成 26 年度）	61,100 m ³ /日

アセットマネジメント※・・・ライフサイクルコストを考慮し、効率的に資産を管理すること。
 浚渫※・・・・・・・航路、水路、泊地などの水底、又は河川の川底（水中掘削分）の土砂を掘り取ること。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■公共下水道普及率	56.2% （平成 21 年度）	60.3% （平成 26 年度）	69.2%
■日最大流入水量	43,331m ³ /日 （平成 21 年度）	53,000m ³ /日 （平成 26 年度）	53,470 m ³ /日
■公共下水道雨水整備面積（累計）	350ha （平成 21 年度）	398ha （平成 26 年度）	458ha

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
2-4-1	下水道普及率の向上	継続 重点	・公共下水道（污水）の整備促進 ・普及向上の促進 ・下水処理場の増設
2-4-2	下水道施設の維持管理・改築更新	継続	・下水道施設の適正な維持管理 ・下水処理場・雨水ポンプ場の長寿命化計画の策定及び改築更新 ・重要幹線の耐震化の推進 ・公営企業会計導入
2-4-3	防災の充実	継続 重点	・公共下水道（雨水）の整備促進 ・土砂災害の軽減
2-4-4	潤いのある水辺空間の創出	継続	・市管理河川の浚渫・除草 ・排水路等の適正な維持管理

● 協働のまちづくりのための取組

行政	水環境における水質保全、浸水及び土砂災害の軽減が図られるよう、施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	整備された施設や制度を有効に利用しながら、水環境へ配慮した生活に努めます。
事業者	除害施設の設置など適正な排水に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市公共下水道事業全体計画 平成 23 年度策定
- ・新居浜市公共下水道事業計画（変更認可） 平成 23 年度策定＜平成 29 年度見直し＞
- ・新居浜都市計画下水道事業計画（変更認可） 平成 23 年度策定＜平成 29 年度見直し＞
- ・新居浜市生活排水処理基本計画 平成 22 年度策定

望ましい姿 安心で安全な水を安定供給します

● 後期取組方針

- ①水量面では市内井戸からの取水量を把握しながら地下水の保全とかん養に努め、水質面では、水安全計画を適確に運用するとともに、水質検査計画策定と水質検査を継続して行います。また、別子山簡易給水施設は、平成27年4月から供用を開始し、水道水の安定供給のため引き続き導・配水管の布設と適切な維持管理を進めます。
- ②水道管（配水管・導水管・送水管）の更新については、重要度や応急給水計画とも整合を図り、更新順位の方針をまとめ、水道管の管路更新及び耐震化計画を策定・実施していきます。また、震災時に水の供給を迅速かつ的確に行えるように、応急給水計画を策定します。施設整備については配水池※（新山根・船木・金子山）の更新耐震化に合わせて容量を増強するとともに、緊急遮断弁の整備を行い事故や災害等に強い上水道を目指します。また、送水場については、滝の宮送水場の老朽化、耐震化等に対応するため隣接地に新たに送水場を整備します。
- ③水道事業の経営基盤の強化を図るため、未収金の縮減や効率的な資金運用を行い、収益の確保に努めます。また、事務事業の省力化・合理化や組織体制の見直しを行い、費用の縮減に努めます。
- ④24時間即時対応と専門的な機器の保守点検等を行い、適切な維持管理を実施することにより、工業用水の安定供給に努めます。
- ⑤工業用水道施設の計画的な更新と経営の安定化に努めます。

● 現況と課題

【上水道】

- ・現在は必要な水源水量を確保できていますが、少雨時期には水源の水位低下が問題となっていることから、水源の保全や計画的な水質検査による安心で安全な水源の確保が必要です。また、別子山地区の飲料水供給施設は完成しましたが、導・配水管については安定供給のため、計画的な既設管路の更新と維持管理が必要です。
- ・既設管路及び施設（配水池・送水場）の老朽化が進み、地震等の自然災害に対する脆弱性が問題となっており、更新及び耐震化が必要です。また、震災により甚大な被害が発生した場合の、水の確保と供給に対する計画が必要です。
- ・長期的な水需要の低迷により、給水収益の減少が予想されることから、安定的な収益の確保、効率的な事業運営と事業コストの縮減が必要です。

【工業用水道】

- ・台風や渇水による濁度上昇に対応するため、24時間即時対応が必要です。また、施設の老朽化も進んでいるため、計画的な施設の更新や適正な維持管理が必要です。

● 活動指標と計画値

活動指標	計画策定時	現況値（年度）	計画値（平成32年度）
■水源取水能力	73,000m ³ /日 （平成21年度）	83,100m ³ /日 （平成26年度）	83,100m ³ /日
■耐震対策済配水池容量（累計）	3,660 m ³ （平成21年度）	4,660 m ³ （平成26年度）	13,560 m ³

配水池※・・・浄水場から一定して送り出される水を貯え、時間変動する給水量に応じて適切な配水を行うための設けられる池。

● 成果指標と目標値

成果指標	計画策定時	現況値（年度）	目標値（平成 32 年度）
■水源余裕率	49.5% （平成 21 年度）	81.1% （平成 26 年度）	57.5%
■配水池耐震施設率	16.6% （平成 21 年度）	20.2% （平成 26 年度）	43.7%
■有収率	92.1% （平成 21 年度）	93.5% （平成 26 年度）	95.0%
■営業収支比率	120.3% （平成 21 年）	113.0% （平成 26 年度）	100%以上

● 取組方針に基づく後期基本計画・主な取組内容

基本計画		取組区分	主な取組内容
2-5-1	安心で安全な給水の確保	継続	・水安全計画の適格な運用 ・水道施設監視システムの効率的かつ適正な運用 ・別子山地区の飲料水の安定供給
2-5-2	上水道の安定供給	継続 重点	・施設整備計画の策定 ・施設及び管路の耐震化 ・重要度と優先順位による更新計画の策定
2-5-3	水道事業の経営基盤の強化	継続	・未収金の縮減及び効率的な資金運用 ・事務事業の省力化・合理化及び組織体制の見直し
2-5-4	工業用水道の安定供給	継続	・施設の保守点検及び維持管理の強化
2-5-5	工業用水道事業の経営基盤の強化	継続	・工業用水道配水設備の適正化

● 協働のまちづくりのための取組

行政	安心で安全な水が飲めるよう、水道施設の整備や適切な維持管理に努めます。
市民	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。
事業者	水は限りある資源であることを意識し、有効な水の利用に努めます。

● 個別計画

- ・新居浜市水道事業経営変更認可 平成 22 年度認定
- ・新居浜市水道ビジョン 平成 22 年度策定＜平成 27 年度見直し＞
- ・水安全計画 平成 24 年度策定＜平成 27 年度見直し＞

